

審判員・審判インストラクター 行動規範について(20190401)

(一社)長崎県バスケットボール協会審判委員会

【公益財団法人日本バスケットボール協会 審判員および審判インストラクターに関する規定】

第17条【審判員の遵守義務】

審判員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本協会の各種規定・規則を遵守すること
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公正公平な判定を行い、日本のバスケットボール発展に貢献すること
- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任を持って行動すること
- (4) 試合に関して不正行為または操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たないこと
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること

第32条【審判インストラクターの遵守義務】

- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判インストラクター技能の向上に努めるとともに、審判インストラクターとしての自覚と責任を持って行動すること

※ (1)、(2)、(4)～(7)は第17条と同文

①県外派遣審判員の報告義務

- ・様式は自由(サンプルは審判委員会 HP に掲載)。以下のような項目にまとめ、レポートを作成し、県審判委員長と所属地区審判長へ速やかに提出。

研修(講習)会へ参加した場合は資料を添付し、研修(講習)内容をまとめたもの

担当ゲームについて ステータス、クルー、PGC、ゲーム内容、ゲーム終了後のMTG内容等
全体所感 等

②行動規範の徹底

- ・JBA【審判員および審判インストラクターに関する規定】を受け、審判員並びに審判インストラクターは各条(1)～(7)を遵守する。
- ・県外派遣の場合、大会や研修(講習)会参加時の服装について、気候や空調機器の設置にもよるが配慮すること。
- ・大会期間中のチーム関係者との接触について、公正公平の考えから当該者同士はそのつもりはなくても、第三者(特に敗者チームやマスコミ)からの視点を考慮し、極力避ける。
- ・競技場フロア、控室、その周辺等での行動について、良識ある行動が求められる。
喫煙、上下足、更衣、試合観戦中の行動 等
- ・反社会的(社会の秩序や道徳から著しく逸脱している)と周囲から受け止められる行動はしない。
- ・ハラスメントと周囲から受け止められる行動はしない。

③大会時の門限の徹底

- ・JBAの通達により、翌日のレフェリングを考慮し、22時以降の飲酒は厳禁とする。
- ・宿泊が伴う場合は門限についても同様とする。

以上、JBAからの通達をPBAとして具現化し、行動規範について徹底を目指す。

遵守されない場合については、JBA【審判員および審判インストラクターに関する規定】第19条および第33条に則り

- I 注意(口頭による注意)
- II 嚴重注意(文書による注意)
- III 審判員および審判インストラクターライセンスの停止(一定期間のライセンスの停止)
- IV 審判員および審判インストラクターライセンスの降格(下位ライセンスへの変更)
- V 審判員および審判インストラクターライセンスの失効

とする。